平成２６年（フ）第７５５９号
東京都葛飾区南水元１丁目24―２―102
債務者　山口　千尋
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７８号
東京都葛飾区四つ木４丁目５―10―202
債務者　小雀　親子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５８２号
東京都中野区新井２丁目16―11―302
債務者　村瀬　吉崇
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３２号
北海道帯広市西11条北５丁目３番地22
債務者　永澤　マコ
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第６３８５号
東京都豊島区長崎２丁目31―10―102
債務者　木村　翔
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３０号
静岡県浜松市中区和地山２丁目29番13号　東側、申立時の住所静岡県浜松市中区文丘町30番24―602号　プレシアスタウン和地山公園
債務者　水野　峰子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
大分県杵築市大字守江884番地１　ロングサクセスＢ208
債務者　服部　和佳
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
釧路市興津２丁目44番24号
債務者　垂石　義昭
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７４８１号
東京都中野区本町６丁目22―20―201
債務者　齋藤　恵介
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４８４号
東京都東村山市久米川町２丁目11―５
債務者　森永　藤子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４９０号
東京都江戸川区松島３丁目36―13―101
債務者　小湊　五海
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５１８号
東京都練馬区石神井町８丁目１―９―101
債務者　鈴木　育子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３０号
東京都文京区大塚４丁目36―５―203
債務者　勢野　康和
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５６９号
神奈川県川崎市川崎区渡田２丁目４―４―601
債務者　船橋ミキ子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５８０号
神奈川県川崎市高津区溝口２丁目21―18―103
債務者　宇田川友子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中15棟404号
債務者　西島　順子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部